

証券コード 5386  
2022年6月8日

株 主 各 位

愛知県半田市州の崎町2番地12

株式会社 **鶴 弥**

代表取締役社長 鶴 見 哲

## 第55期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県半田市州の崎町2番地12 当社本社4階ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第55期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.try110.com>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日、代理人により議決権を行使される場合は当社の定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎当日、当社ではクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。

また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.try110.com/news/soukai2022.html>

# 議決権行使 についてのご案内

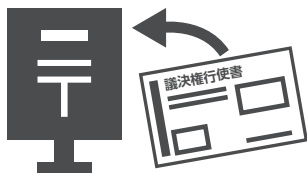
株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

## 当日ご出席されない場合

- 書面による議決権行使● ●「スマート行使」によるご行使● ●パソコン等によるご行使●

### 行使期限

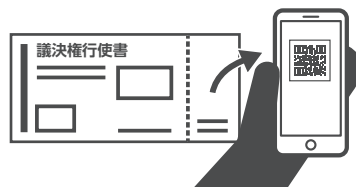
2022年6月22日(水曜日)  
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては4頁  
をご覧ください。

### 行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

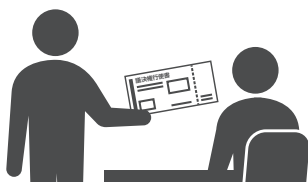
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては5頁  
をご覧ください。

## 当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席●



### 株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)

午前10時00分

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

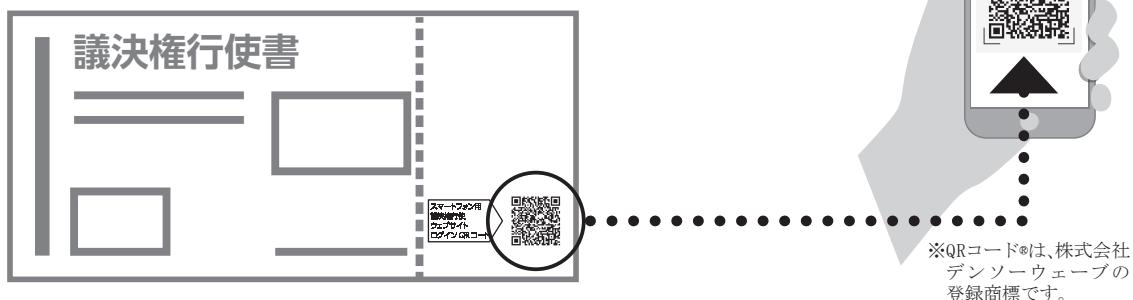
## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面(郵送)とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## ●「スマート行使」によるご行使 ●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

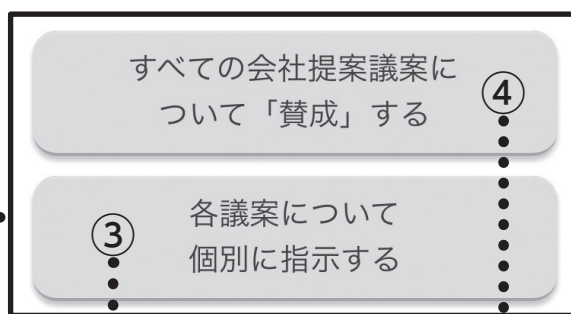
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

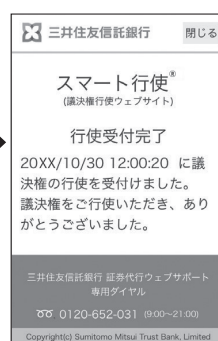


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

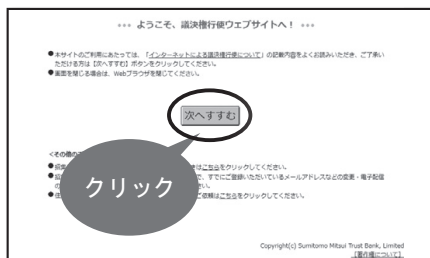


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

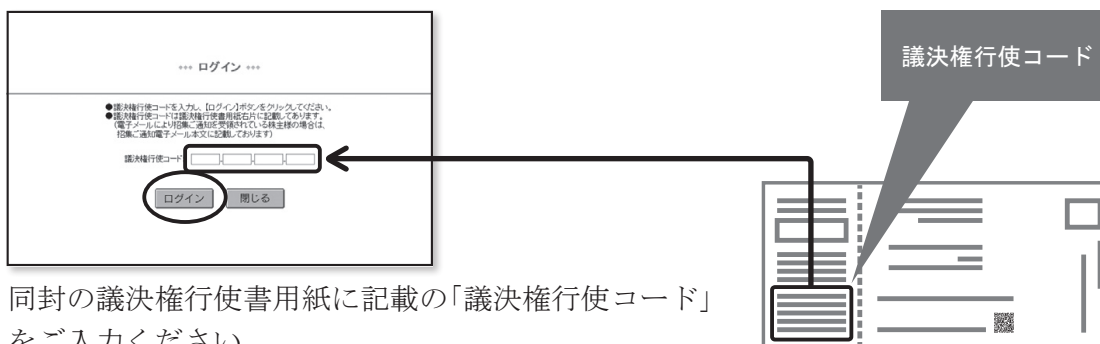
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

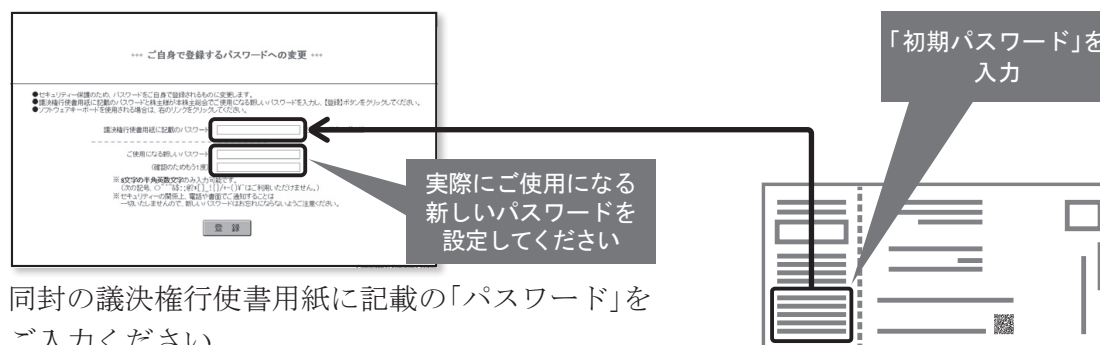


### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

### ③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。  
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、  
 以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。  
 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
 議決権行使に関する  
 パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)  
 その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度からの新型コロナウイルス感染症流行の影響が継続する中、当事業年度後半には業種や地域によって状況は異なるものの経済活動や景気動向に一定の回復傾向が期待される状況となりました。その一方で、国際的な経済回復基調下において、資源・資材・原油価格等の取引価格が上昇傾向となる中で、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻により生じたロシア産原油・天然ガスの供給懸念によって、エネルギー資源の国際取引価格が記録的な高値水準となるなど、その影響は現在でも先行き不透明な状況にあります。

当業界におきましては、前事業年度と比較して雇用や所得環境が回復傾向にあり、業績に大きく影響する持家着工戸数が前年を上回る水準で推移したものの、コロナ以前の水準には至らず、引き続き厳しい状況下にあります。

このような経営環境のもと、当社では、感染拡大防止対策をきっかけに、製品PR動画の配信やWEBセミナー、WEBカタログ、リモート営業といったデジタルコンテンツを用いた新たな営業活動の方策を実施いたしました。また、前述の資源・資材・原油価格等の上昇に対して2022年3月から主力製品の価格改定を行うなど、積極的な活動展開を進めました。その結果、売上高につきましては前年同期比6.2%増の7,739百万円となりました。

一方、損益面につきましては、歩留り・工場稼働率の向上に加え、継続的なコスト削減といった、ものづくり企業としての自助努力を推進いたしましたが、前述のエネルギー資源価格を中心とした急激なコスト増加を吸収するには至らず、当事業年度における売上原価率は、前年同期比4.2ポイント増の76.5%となり、売上総利益は前年同期比9.9%減の1,817百万円となりました。販売費及び一般管理費におきましては、WEB上での新たな営業活動や研究開発活動への先行投資は継続しつつも、同時にコスト削減も実施し、前年同期比0.7%増の1,667百万円となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高7,739百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益150百万円（前年同期比58.4%減）、経常利益189百万円（前年同期比56.0%減）、当期純利益128百万円（前年同期比56.0%減）の増収減益となりました。

なお、当事業年度の経営成績を踏まえ、前述の通り、原材料費・エネルギーコスト・運送費・設備維持費等の上昇が、自助努力では吸収できる範囲を大きく超えていることから、2022年3月より製品価格の改定を実施し、適正取引価格の浸透に注力しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、242百万円であります。

## (3) 資金調達状況

当事業年度における増資あるいは社債の発行はありません。

## (4) 対処すべき課題

当事業年度における住宅産業界の景況感は、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が前事業年度と比較すると限定的となったものの、持家着工戸数は引き続き低水準で推移するなど、厳しい環境下であり、加えて国際的な資源・エネルギーコストの高騰も重なり、当事業年度の経営成績は増収減益となりました。

当社では、当事業年度からスタートしている中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）の下、「感動品質」をビジョンとして、下記の基本戦略を軸に具体的施策を進め、全てのステークホルダーからの信頼を得ることで企業価値の一層の向上を目指しております。

開発部、製造本部、営業本部、管理本部がそれぞれのミッションを掲げ、目標達成を目指します。

- ① 施工性や環境面など市場ニーズに即した高付加価値な製品の開発
- ② 製品品質のさらなる向上による顧客感動への訴求
- ③ 営業品質のさらなる向上による顧客感動への訴求
- ④ 市場環境に対応できる人的体制の構築
- ⑤ 陶板事業をはじめとした新事業及び新市場における事業拡大
- ⑥ サステナビリティへの取り組みの強化

当社は、厳しい市場環境下にあっても、強固な経営基盤を維持・拡大することを目標に、企業として高いモチベーションを持って、事業活動を拡充していくための施策を継続して推進してまいります。

また、当社では次のサステナビリティ・ビジョンとその達成に向けての具体的項目を策定し、持続可能な開発目標（SDGs）達成への取り組みを継続・強化しております。

### <サステナビリティ・ビジョン>

当社は、生活の基盤である「住まい」に関わる企業として

安心・安全な製品を皆様にお届けするという事業活動を進め

同時に、ジェンダー平等や自然環境への配慮といった項目を中心に

従業員をはじめとしたすべてのステークホルダーからの期待に応えることで

持続可能な社会、循環型社会の実現に貢献します

<達成に向けての具体的項目>

- ① 鶴弥は日本の住文化を守ると同時に、安全かつ強靱（レジリエンス）な住居の提供に貢献します
- ② 鶴弥はジェンダー平等を達成し、安全で働きがいのある職場づくりを進めます
- ③ 鶴弥は生産活動における環境への影響を低減し、低炭素社会の実現と地球環境との共生を進めます
- ④ 鶴弥は限りある天然資源の有効活用、循環型社会の構築に貢献します

## (5) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2019年3月期)	第53期 (2020年3月期)	第54期 (2021年3月期)	第55期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	8,299	8,301	7,290	7,739
経常利益(百万円)	299	449	431	189
当期純利益(百万円)	113	298	293	128
1株当たり当期純利益 (円)	14.84	39.04	38.29	16.84
総資産(百万円)	16,373	15,816	15,892	15,728
純資産(百万円)	11,252	11,365	11,691	11,724
1株当たり純資産額 (円)	1,469.91	1,484.71	1,527.28	1,531.66

- (注) 1. 第55期(当事業年度)の事業の状況につきましては、前記6頁の「事業の経過及びその成果」のとおりであります。
2. 第52期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況」に記載されている第55期(当事業年度)の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は、粘土瓦の製造・販売、屋根工事の請負・施工、陶板壁材の製造・販売及び建築資材の開発・販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を行っております。

製品…………… J形粘土瓦・F形粘土瓦・M形粘土瓦・陶板壁材



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業所及び営業所・工場（2022年3月31日現在）

本社…………… 愛知県半田市                      北陸支店…………… 富山県小矢部市  
仙台営業所… 宮城県仙台市                      本社工場…………… 愛知県半田市  
西尾工場…………… 愛知県西尾市                      衣浦工場…………… 愛知県半田市  
阿久比工場… 愛知県知多郡阿久比町

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
376名	9名減	43.6歳	17.0年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	650百万円
株式会社みずほ銀行	350
株式会社三菱UFJ銀行	300
信金中央金庫	200

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,767,800株（自己株式 112,916株を含む。）
- (3) 株主数 2,195名
- (4) 大株主（上位12名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鶴 見 哲	1,551千株	20.2%
有 限 会 社 ト ラ イ	595	7.7
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	308	4.0
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	308	4.0
遠 山 和 子	233	3.0
南 條 宏	205	2.6
株 式 会 社 S B I ネ オ ト レ ー ド 証 券	183	2.3
水 元 公 仁	171	2.2
株 式 会 社 石 川 時 鐵 工 所	135	1.7
鶴 見 日 出 雄	132	1.7
岡 崎 信 用 金 庫	132	1.7
細 井 芳 美	132	1.7

（注） 持株比率は、自己株式（112,916株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴見 哲	代表取締役社長	
三井 真司	取締役（管理本部長）	
満田 勝己	取締役（製造本部長）	
角森 一夫	取締役（営業本部長）	
根崎 尚樹	取締役（阿久比工場長）	
高垣 俊壽	取締役	有限会社高垣経営技術 代表取締役
稲田 康孝	監査役（常勤）	
鶴見 秀夫	監査役	弁護士
高須 光	監査役	税理士法人高須会計事務所 代表社員 株式会社アイシン社外監査役

- (注) 1. 取締役高垣俊壽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田康孝氏及び監査役鶴見秀夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役稲田康孝氏は、会計事務所・愛知県中小企業団体中央会に長年にわたり在籍しており、主に財務及び会計業務に従事していたことから、この分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高須光氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役高垣俊壽氏、監査役稲田康孝氏及び監査役鶴見秀夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
6. 当社は定款にて、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりますが、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役とは責任限定契約を締結しておりません。

##### (2) 執行役員の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当
加藤 正司	執行役員	開発部長
佐伯 功	執行役員	西尾工場長兼衣浦工場長

(3) 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	72 (3)	71 (3)	—	1 (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14 (12)	12 (10)	—	2 (2)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	87 (15)	84 (13)	—	3 (2)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与33百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬限度額を、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で決議いただいております。

当社は、取締役及び監査役の報酬等につきましては公正性と透明性を確保するため、代表取締役1名と独立役員3名とが意見調整を行い、各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえで、以下のルールに基づき相当と判断される金額（取締役及び監査役全員の固定報酬及び業績連動報酬）を答申し、それに基づき取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役の協議により、以下の取締役会にて決議された方針に基づき決定しております。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役1名と独立役員3名とが、客観性をもって公正に検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は取締役の報酬と業績等の連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることに繋がると考え、当社の取締役に対して、2022年4月13日開催の取締役会において、翌事業年度（2023年3月期）において業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）につき、以下の算定方法に基づき支給することを決議し、監査役の過半数より当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を入手しております。

なお、以下に記載のとおり、業績連動報酬の上限は固定報酬の2/12を超えないこととしております。

一方で、業績連動報酬に係る指標は、売上高及び売上高経常利益率であり、当該指標を選定した理由は、経営上の目標及びその達成状況を判断するための客観的な指標として、装置産業である当社の事業内容を鑑みると、売上高経常利益率が適しているためです。

当事業年度は2021年4月30日開催の取締役会にて決定した業績連動給与（業績連動報酬）の支給条件を満たしていない（売上高目標100億円に対して77億円、売上高経常利益率目標6.0%に対して実績2.5%）ことから、業績連動報酬の実施はありません。

## 1. 取締役

- ① 月額報酬は定額とする。
- ② 業績連動給与は役員規定に基づき算定し、毎年一定の時期に支給する。

（算定方法）

- a 算定指標  
当該事業年度における経常利益とする。
- b 支給条件  
当該事業年度における売上高が100億円以上、または、業績連動給与の控除前経常利益率が6.0%以上の場合に支給する。ただし税引前当期純損失の場合は支給しないものとする。
- c 支給総額  
業績連動給与総額の確定限度額は2,000万円とする。
- d 経常利益率別調整係数  
経常利益率別調整係数は次のとおりであります。

経常利益率	調整係数
6.0～6.9	1.0
7.0～7.9	1.1
8.0～8.9	1.2
9.0～9.9	1.3
10.0～10.9	1.4
11.0～	1.5

e 算定式

各取締役の業績連動給与の算定式は次のとおりとする。ただし、役員報酬月額のうち2ヶ月分を超えないこととする。また、千円単位未満の端数については切り捨て処理するものとする。

各取締役の業績連動給与＝各取締役月額報酬×調整係数

③ 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

2. 監査役

① 月額報酬は定額とする。

② 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

3. 非常勤役員

① 月額報酬は定額とする。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

i 取締役高垣俊壽氏は、有限会社高垣経営技術代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ii 監査役鶴見秀夫氏は、鶴見法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高垣俊壽	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。 社外取締役に就任以降、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された経営会議に12回（100％）出席し、客観的・中立的立場で当社の経営課題に携わり、当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与してきました。
監査役	稲田康孝	当事業年度に開催された取締役会18回・監査役会7回の全てに出席し、会計業務の経験を活かし、財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	鶴見秀夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査役会7回の全てに出席し、弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他、財産上の利益の合計額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について次のとおり決定し、これを「経営管理総則」に定め全社に周知徹底を図っております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、行動指針など経営管理に関する基本事項を「経営管理総則」（2005年6月1日制定）に定め、役員等（「役員及び従業員を指す」以下同じ）に本総則の内容を周知徹底することによって、各役員等は社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、公正な競争を通じて業績を向上させ、かつ、社会的良識をもって行動するよう努める。
- ② 当社は、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を就業規則に明文化し、内部通報者の保護を図るとともに、不正・不法行為の早期発見と是正に努める。
- ③ 当社は、反社会的勢力等への対応に関する行動指針及び社内規定を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、顧問弁護士や警察等とも連携し、次のとおり、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - i 社長は、「社会的秩序を乱すような反社会的勢力を断固として排除すること」を行動指針に掲げ、社長自らこの指針を実践し、より健全な経済・社会の発展に貢献する。
  - ii 当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては断固として対決する。
  - iii 役員等は、一人ひとりが得意先等との意思の疎通を、不祥事の防止、法令及び社内規定の遵守等を徹底し、トラブルを未然に防止するよう努める。
  - iv 当社は、反社会的勢力の介入を未然に防止するために、その介入時の対応を社内規定に定め、役員等が毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に介入する隙を与えないよう努める。
- ④ 当社は、内部監査人による自主監査を実施し、役員等の関連法規や社内規定の遵守状況とリスク管理を目的とした内部統制システムの整備状況を継続的に検証する。

#### 【運用状況】

行動指針の順守を徹底するとともに、内部統制システムの適切な運用により、法令・定款等に則って職務を遂行しております。



## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、取締役会、経営会議等の議事録に特定し、議事録は法令又は社内規定に規定する方法で作成し、適切に保管及び保存する。
- ② 取締役及び監査役は、それらの情報を必要の都度閲覧することができる。

### 【運用状況】

各種規定に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社のビジネスリスクの管理方法の基本は、「経営管理総則」に規定する。
- ② 当社は、損失のリスク管理に関して、鶴弥マネジメントシステムを構築することで、社内に安全衛生委員会（又は安全衛生推進委員会）、経営会議等の会議体を設置し、品質の向上、環境の保全、安全衛生の向上を図る。
- ③ 各部門におけるビジネスリスクや情報セキュリティはそれぞれの部門で管理し、重要リスクが発生した場合には、取締役会に報告し、そこで対処方法を審議する。
- ④ 組織的なビジネスリスクや不測の事態が発生した場合には、「経営管理総則」に規定する経営危機管理又は地震等被害対策の規定に従い対処する。

### 【運用状況】

リスクの発生可能性につながる事項について社内で情報共有し、リスクを事前に回避し、またリスク顕在化時にも影響が最小限となるよう、業務を遂行しております。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定を迅速に行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規則に従い、毎月、定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催する。
- ② 当社の経営に関する重要事項については、必要に応じて、社長の諮問機関である経営会議や経営危機対策委員会等の審議を経て、取締役会がその執行を決定する。担当取締役は取締役会が決定した業務の執行状況について、取締役会に適宜の方法で報告する。

### 【運用状況】

取締役会並びに経営会議において業務の分担を受けた取締役が毎月業務執行状況の報告を行っております。

**(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 社長は、経営に影響を与える業務活動に従事する全社員に対するレベルの枠組と教育訓練制度並びに人事考課制度を計画的に確立する。
- ② 当社は、財務報告適正性を確保するための業務管理体制を「業務管理方針」に基づき整備し、主要業務の社員用業務マニュアル化と責任と権限の明確化を推進する。
- ③ 社内規定及び関係法令の整備を行う。

**【運用状況】**

個人情報保護教育、情報セキュリティ教育を含む教育訓練制度によってコンプライアンスの啓発を推進し、法令及び定款を遵守するための取り組みを進めております。また、人事考課制度、社内規定の整備を継続的に取り組んでおります。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 当社は、監査役監査に支障をきたす事態が発生し、監査役会から監査役の職務を補佐する専従社員の配置要請がある場合には、内部監査室に監査役監査の補助に専念できる、取締役の指揮命令系統から独立した専従社員を配置する。
- ② 当社は、監査役の職務を補佐する専従社員の人事異動、人事評価並びに懲戒処分に関し、監査役会の同意権を明確にする。

**【運用状況】**

常勤監査役と人事担当の責任者が常に情報共有を密にしており、監査役会の要請に対して迅速に対応するようにしております。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、法令又は定款に定める事項に加え、業務の遂行上重大な影響を及ぼす事項や内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役が監査役監査の判断を下すうえで必要とする事項について、遅滞なく、報告又は情報の提供を行う。

**【運用状況】**

監査役が社内の重要会議に出席し、社内の情報共有を行っております。また、監査役への報告については、就業規則の通報者の保護規定を適用し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いとすることを禁じております。

## (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、監査役監査を実効的に行うために、上記「(6)」及び「(7)」に記載する事項以外に、次の体制を確実にする。
  - i 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べることができる。
  - ii 監査役は、必要に応じて、取締役会以外の重要会議又は主要会議に出席することができる。
  - iii 監査役は、内部監査人に対し、監査結果の報告を求めることができる。
  - iv 監査役は、会計監査人に対し、法定報告事項以外の報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役、部署長並びに社員から、前記「i～iv」以外の報告を求めることができる。

### 【運用状況】

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については必要額を予算計上の上、当該費用等が発生した場合、速やかに支払うことにより、監査役の活動が制約なく行われるようにしております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識するとともに、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な配当を継続して行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円00銭とさせていただきます。すでに2021年12月7日に実施済みの中間配当金1株につき5円00銭とあわせまして、年間配当金は1株につき10円00銭の剰余金配当を予定しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,341,760	流 動 負 債	3,417,535
現金及び預金	1,627,180	支払手形	64,093
受取手形	640,678	電子記録債務	771,131
電子記録債権	77,194	買掛金	369,199
売掛金	1,035,444	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	754,768	未払金	328,622
仕掛品	45,841	未払費用	181,910
未成工事支出金	594	未払法人税等	18,666
原材料及び貯蔵品	147,775	未払消費税等	6,447
前払費用	9,815	前受金	19,939
その他	14,016	預り金	11,205
貸倒引当金	△11,549	賞与引当金	146,318
固 定 資 産	11,387,218	固 定 負 債	586,753
有 形 固 定 資 産	10,605,971	退職給付引当金	202,718
建 築 物	893,881	役員退職慰労引当金	315,645
構 築 物	32,610	その他	68,390
機 械 及 び 装 置	384,661	負 債 合 計	4,004,288
車 両 運 搬 具	1,202	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	98,664	株 主 資 本	11,502,231
土 地	9,104,672	資 本 金	2,144,134
建 設 仮 勘 定	90,277	資 本 剰 余 金	2,967,191
無 形 固 定 資 産	17,267	資 本 準 備 金	2,967,134
ソ フ ト ウ ェ ア	12,839	そ の 他 資 本 剰 余 金	57
電 話 加 入 権	153	利 益 剰 余 金	6,444,340
水 道 施 設 利 用 権	1,755	利 益 準 備 金	110,163
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	2,519	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,334,176
投 資 そ の 他 の 資 産	763,978	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	16,481
投 資 有 価 証 券	504,930	別 途 積 立 金	2,050,000
出 資 金	40,164	繰 越 利 益 剰 余 金	4,267,695
長 期 貸 付 金	300	自 己 株 式	△53,434
繰 延 税 金 資 産	77,334	評 価 ・ 換 算 差 額 等	222,458
そ の 他	141,249	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	222,458
資 産 合 計	15,728,978	純 資 産 合 計	11,724,689
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,728,978

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,739,504
売 上 原 価		5,921,679
売 上 総 利 益		1,817,825
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,667,545
営 業 利 益		150,280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,856	
そ の 他 営 業 外 収 益	65,355	83,211
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,333	
そ の 他 営 業 外 費 用	38,467	43,801
経 常 利 益		189,690
税 引 前 当 期 純 利 益		189,690
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,015	
法 人 税 等 調 整 額	△3,224	60,790
当 期 純 利 益		128,899

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計
特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金							
2021年4月1日 期首残高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	0	17,125	2,050,000	4,230,009	6,407,299
当期変動額										
特別償却準備 金の取崩						△0			0	-
固定資産圧縮 積立金の取崩							△643		643	-
剰余金の配当									△91,858	△91,858
当期純利益									128,899	128,899
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	△643	-	37,684	37,041
2022年3月31日 期末残高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	-	16,481	2,050,000	4,267,695	6,444,340

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日 期首残高	△53,434	11,465,190	225,998	225,998	11,691,188
当期変動額					
特別償却準備 金の取崩		-			-
固定資産圧縮 積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△91,858			△91,858
当期純利益		128,899			128,899
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,540	△3,540	△3,540
当期変動額合計	-	37,041	△3,540	△3,540	33,501
2022年3月31日 期末残高	△53,434	11,502,231	222,458	222,458	11,724,689

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、車両運搬具については定率法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

機械及び装置 5年～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

- 企業の主要な事業における主な履行義務の内容と当該履行義務を充足する通常の時点  
(収益を認識する通常の時点)
- 当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号2020年3月31日。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

#### 【会計方針の変更】

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用  
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。
2. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」等の適用  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。これらの変更による当



事業年度の売上高、売上原価等に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

### 【会計上の見積りに関する注記】

計算書類の作成にあたっては、収益、費用、資産、負債及び偶発事象に係る報告金額に影響を与える判断、見積り及び前提の設定を行うことを経営者に求めております。これらの見積りは実際の結果と異なる可能性があります。見積りやその基礎をなす前提は、過去の経験や多くの要因に基づいて設定しており、継続的に見直しを行っております。見積りの変更による影響は、見積りの変更が行われた会計期間に認識しております。

また、今般のウクライナをめぐる国際情勢に関し、燃料価格をはじめとしたエネルギーコストの上昇が当事業年度の売上原価へ一定の影響があり、翌事業年度も当事業年度と同程度の影響があるものとして会計上の見積りを行っております。なお、ウクライナをめぐる国際情勢の変化は、翌事業年度以降において、資産や負債の帳簿価額に重要な修正を生じる要因となる重要なリスクとなる可能性があります。

会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、ウクライナをめぐる国際情勢の影響も含めて当事業年度末において合理的と考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいておりますが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクはないものと判断しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 担保資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建	物	186,934千円
機	械 及 び 装 置	285,180
土	地	1,337,238
	計	<u>1,809,353</u>

##### (2) 担保に係る債務

短	期 借 入 金	1,300,000千円
	計	<u>1,300,000</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,982,902千円

3. 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高 5,015千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 7,767,800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 112,916株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	53,584	7.0	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年10月12日 取締役会	普通株式	38,274	5.0	2021年9月30日	2021年12月7日
計		91,858			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	38,274	5.0	2022年3月31日	2022年6月24日

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	44,714千円
役員退職慰労引当金	96,461
退職給付引当金	61,950
投資有価証券評価損	18,527
未払事業税	6,202
減損損失	25,989
未払費用	6,659
その他	29,218
繰延税金資産小計	289,724
評価性引当額	△122,779
繰延税金資産合計	166,945
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△82,356
固定資産圧縮積立金	△7,253
繰延税金負債合計	△89,610
繰延税金資産の純額	77,334

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に屋根材の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引は一切行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理に係る規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用は、すべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用、並びに借入金  
は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成・更新するととも  
に、手許流動性の維持などにより管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(注2)	464,904	464,904	—
資 産 計	464,904	464,904	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入  
金、未払金、未払費用については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していること  
から、記載を省略しております

#### (1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(貸借対照表計上額 40,026千円)は、「資産(1)投資有価証券」には含めておりま  
せん。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	464,904	—	—	464,904
資産計	464,904	—	—	464,904

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 【関連当事者との取引に関する注記】

特に記載すべき事項はありません。

#### 【収益認識に関する注記】

商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、一部の取引について、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

#### 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,531円	66銭
1株当たり当期純利益	16円	84銭

#### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 鶴弥

取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 久貴

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大 国 光 大

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴弥の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 金融商品取引法に定める「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制の整備」については、取締役・内部監査室等及び監査法人東海会計社（以下、「会計監査人」という）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法に定める「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制」については、取締役・内部監査室等及び会計監査人から、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社 鶴弥 監査役会

常勤	社外監査役	稲田康孝
	社外監査役	鶴見秀夫
	監査役	高須光

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円00銭  
総額は、38,274,420円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u>  <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第 1 条 変更前定款第 18 条の規定の削除および変更後定款第 18 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	つるみ さとる 鶴見 哲 (1966年7月24日生)	1989年4月 当社入社 1996年7月 当社営業開発部長 1997年6月 当社取締役営業開発部長 1999年6月 当社取締役社長室長兼営業開発部長 2000年6月 当社常務取締役社長室長兼営業開発部長 2001年2月 当社常務取締役社長室長 2004年6月 当社代表取締役専務兼社長室長 2004年9月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役専務兼製造本部長 2008年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,551,200株
(取締役候補者とした理由) 鶴見哲氏は、当社において営業部門で役職を歴任し、1997年に取締役就任後も、管理部門、製造部門の役職を歴任し、2008年より代表取締役社長として当社の経営にあたっております。こうした経歴から、経営全般において豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			
2	みつだ かつみ 満田 勝己 (1971年7月17日生)	1994年4月 当社入社 2008年6月 当社事業開発室長 2012年7月 当社営業企画部長 2016年4月 当社執行役員営業企画部長 2017年6月 当社取締役営業部長兼営業企画部長 2018年4月 当社取締役営業部長 2018年6月 当社取締役営業本部担当営業部長 2020年4月 当社取締役製造本部長 (現在に至る)	2,000株
(取締役候補者とした理由) 満田勝己氏は、当社において営業部門における役職を歴任しており、2017年より取締役として経営に携わっております。こうした経歴から、豊富な経験や知識を生かし、2020年4月より取締役製造本部長に就任し、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	つのもりかずお 角森一夫 (1972年1月18日生)	1994年4月 当社入社 2014年4月 当社経理室長 2016年4月 当社執行役員社長室長兼経理室長 2018年6月 当社取締役管理本部担当社長室長 2019年11月 当社取締役管理本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 2021年4月 当社取締役営業本部長兼営業部長 (現在に至る)	2,000株
(取締役候補者とした理由) 角森一夫氏は、当社において管理部門における役職を歴任しており、2018年より取締役として経営に携わっております。こうした経歴から、豊富な経験や知識を生かし、2020年4月より取締役営業本部長に就任し、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			
4	ねざきひさき 根崎尚樹 (1973年2月7日生)	1995年4月 当社入社 2015年4月 当社本社工場長 2016年4月 当社執行役員本社工場長 2018年6月 当社取締役阿久比工場長 (現在に至る)	2,000株
(取締役候補者とした理由) 根崎尚樹氏は、当社において営業部門及び製造部門で役職を歴任しており、2018年より取締役として経営に携わっております。こうした経歴から、製造分野を中心に、豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			
5	たかがきとしひさ 高垣俊壽 (1950年6月23日生)	1973年4月 凸版印刷株式会社入社 1992年12月 同社退職 1993年1月 株式会社実践経営研究所入社 同社専務取締役 2001年1月 有限会社高垣経営技術設立 同社代表取締役(現任) 2002年10月 大連日光企業コンサルタント 有限公司設立 同社副董事長 2011年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要) 高垣俊壽氏は、品質管理や生産管理に係る業務経験や、技術士(経営工学部門)、中小企業診断士、ISO9001主任審査員、ISO14001の審査員補等の資格を有するなど、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で当社経営に対する助言や監督をいただけるものと判断したため、引き続き候補者とするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 高垣俊壽氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は高垣俊壽氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。  
3. 高垣俊壽氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。

取締役については、これらのスキルの多様性・バランスを考慮した上で選任しております。

氏名	企業経営	ものづくり	営業	管理
鶴見 哲	●	●	●	
満田 勝己			●	
角森 一夫				●
根崎 尚樹		●		
高垣 俊壽	●	●		●

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役稲田康孝氏は辞任により退任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
まつもと しゅんすけ 松本 俊介 (1962年10月27日生)	1986年4月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド入社 2016年10月 同社退職 2016年12月 日本レンテクト株式会社 入社 (現 株式会社ASNOVA) 2017年6月 同社取締役管理本部長 2020年12月 同社退職 2021年1月 フィットイージー株式会社 入社 同社管理部長 2022年3月 同社退職 (現在に至る)	一株

(社外監査役候補者とした理由)

松本俊介氏は、管理部門の要職を歴任し、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する豊富な知識・経験を有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、独立性を持った視点での実効性の高い監督・監査・助言を得ることが期待できることから適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。  
2. 松本俊介氏は社外監査役候補者であります。  
3. 松本俊介氏は当社が上場する東京証券取引所、名古屋証券取引所が上場規程において定める独立役員要件を満たしており、選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。



## 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役三井真司氏及び監査役稲田康孝氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知12頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
みつ い しん じ 三 井 真 司	2012年6月 当社取締役（現在に至る）
いな だ やす たか 稲 田 康 孝	2011年6月 当社常勤監査役（現在に至る）

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市州の崎町 2 番地12  
当社本社 4 階ホール  
電話(0569)29-7311 (代表)



**交通** 電車：JR亀崎駅より徒歩約20分です。  
お車：知多半島道路阿久比ICより約7 kmです。  
当会場の駐車場をご利用ください。

